

東海学園大学科目等履修生規程

平成24年 1 月18日 大学評議会
平成28年11月16日 大学評議会
令和 3 年10月20日 大学評議会
令和 7 年 1 月15日 大学評議会
令和 8 年 1 月14日 大学評議会

(趣旨)

第1条 本学学則に基づく科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 履修生に出願し得る者は次にあげる者とする。

- (1) 本学学則に定める入学資格を有する者
- (2) 他大学等に正規学生としての籍を有しない者

2 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」の履修生に出願する場合は、学士の学位を有する者

(履修制限)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず「教育の基礎的理解に関する科目等」の内、「教育実習指導」「養護実習指導」「学校栄養教育実習指導」「教育実習」「養護実習」「学校栄養教育実習」「教職実践演習」等「教育実践に関する科目」を履修し得る者は、本学卒業後、原則として継続的に「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修する者に限る。

2 前項にあげる科目の履修は、原則として在籍していた学部置く免許種に適用する場合に限る。

3 前条及び本条第1項にかかわらず、健康栄養学部健康栄養学科における「栄養士法施行規則 別表第1（第9条関係）」「管理栄養士学校指定規則 別表第1（第2条第1号関係）」に記載された科目については、履修生の受け入れは行わない。

4 実験、実習および実技科目については原則として履修生の受け入れは行わない。但し、受入れ学部の授業運営に支障のない範囲において、その履修を認める場合がある。

(履修期間)

第4条 履修生の履修期間は、原則として半期とし、履修手続は、学期ごとに行うものとする。

(履修条件)

第5条 履修生は、半期につき、原則として10単位以内かつ5科目を限度として本学の設置する学科目等を履修することができる。

2 本学が有する免許・資格関連科目については、履修が認められない場合がある。

(出願手続)

第6条 履修生として履修を志望する者は、次の各号の書類に、履修検定料を添えて、所定の期日までに提出するものとする。

- (1) 科目等履修生履修願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学歴を証明する文書
- (4) 成績証明書
- (5) 本学所定の診断項目による健康診断書
- (6) 住民票記載事項証明書

(7) 外国人の場合は、大学における教育を受ける目的をもって入国した者であること及び履修期間中、日本国に居住又は滞在できることを証明する文書。

2 履修生として履修を志望する者が出願手続きをする際、本条第1項に定める所定の期日時に本学または他大学等に在籍中の場合は、(3)については卒業見込証明書、(4)については、その時点の証明書を提出し、卒業後、改めて両書類を提出するものとする。

3 履修生として履修したことがある者が重ねて履修生として履修しようとするときは、第1項 (2) から (4) までの書類の提出を省略させることができる。

(選考)

第7条 履修生として履修を志望する者については、教授会の審議に基づき、学長が履修の可否を決定する。

2 外国人の場合は、本学の特別入学選抜(留学生)に準じた選考を行う。

(履修手続)

第8条 履修生として合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、履修登録料及び履修料の全額を納入しなければならない。

2 前項の手続を完了した者には、学長は、履修を許可する。

3 納付された履修検定料、履修登録料及び履修料は、特にやむを得ない事情があると認める場合を除き、これを返還しない。

(試験・証明書)

第9条 履修生は、履修した学科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した学科目については、単位修得証明書を交付する。

(施設利用)

第10条 履修生は、履修期間中は、本学学生に準じて本学図書館その他の施設を利用することができる。

(検定料・履修料等)

第11条 履修検定料、履修登録料及び履修料は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 履修検定料 | 10,000円 |
| (2) 履修登録料 | 20,000円 |
| (3) 履修料 1単位につき | 20,000円 |

2 前学期までに本学の履修登録を行ったことのある者が、その後3年以内に再度履修を行う場合には、履修検定料及び履修登録料の納付を免除する。

3 第1項各号に定めるもののほか、履修生には、履修に要する費用の一部を負担させることがある。

(規程の準用)

第12条 履修生には、この規程のほか、本学学則その他本学学生に関する諸規程を準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、本学開設に関する文部大臣認可の日(平成7年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

注) 第6条(5)に定める診断項目は次の通りとする。

・身長体重・視力・血液（G O T、G P T、 γ - G T P、T - C h o、T G、R B C、H b）・尿（糖、蛋白）・心電図・内科・胸部X線

附 則

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年10月20日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月15日から一部改正し施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月14日から一部改正し施行する。